

トピックス



CITY TOPICS

高浜市選挙管理委員会 委員と補充員が 決まりました

高浜市選挙管理委員会委員と補充員が平成19年12月24日に任期満了となることに伴い、12月市議会定例会で次の方々が選出されました。

また、12月25日に開催された選挙管理委員会、委員長および同職務代理者が選出されました。

◆高浜市選挙管理委員会委員 (敬称略)

委員長 平松正博 (二池町)
委員長職務代理者 小笠原幸江

(清水町)

委員 神谷正典 (青木町)、

神谷敏子 (呉竹町)

◆高浜市選挙管理委員会委員補充員 (敬称略)

石川治祿 (沢渡町)、神谷喜美代 (屋敷町)、板倉圭子 (論地町)、神谷光雄 (湯山町)

問合せ先

高浜市選挙管理委員会事務局

☎52-1111 (内線366・361)

住基カードの 申請・交付を 一時休止します



住基カード(住民基本台帳カード)は、市が交付するICカードで、なかでも写真付き住基カードは公的な身分証明書としてもご利用できます。

昨年6月から開始した土・日開庁にあわせて、住基カードの申請・交付も土・日曜日も受け付けていますが、機器点検に伴い一時的に申請・交付の業務を休止します。

ご理解、ご協力をお願いします。

休止期間 2月9日(土)～10日(日)

※2月11日(月)は、祝日のため開庁となります。

休止するサービス 住基カードの申請および交付

※住基カードに入れる「電子証明書」の交付は、土・日開庁で取り扱えない業務です。

問合せ先

市役所市民窓口グループ

☎52-1111 (内線214・218)

一般不妊治療費 助成申請

一般不妊治療を受けた方で、次の要件に該当する方に治療費を助成します。

平成19年7月1日から2月末までの間の一般不妊治療にかかる費用は、3月14日(金)までに申請してください。

対象者 市内に住所があり、産婦人科・泌尿器科などで不妊症と診断され、一般不妊治療を受けている戸籍上の夫婦で、夫および

び妻の前年の所得の合計額が70万円未満の方

助成内容 一般不妊治療に要した自己負担額の2分の1以内の額を、1年度当たり5万円を上限として助成します。助成期間は2年を限度とします。

申請方法 夫婦の健康保険証、印鑑、振込先がわかるものをお持ちのうえ、保健福祉グループで手続きしてください。

※申請の際には次の①から⑥の添付書類が必要です。(④⑤⑥については、申請者の同意を得て市が確認することができる場合、省略できます)

- ① 一般不妊治療費助成金支給受診等証明書
 - ② 該当する治療費の領収書
 - ③ 一般不妊治療費助成金の支給に関する同意書
 - ④ 戸籍上の夫婦であることを証明する書類
 - ⑤ 住所地在を証明する書類
 - ⑥ 夫および妻の所得額を証明する書類
- ※①②③は保健福祉グループホームページからダウンロードできます。
- 申込・問合せ先**
いきいき広場内保健福祉グループ
☎52-19871